平成２９年（フ）第３０３号
愛知県知多市八幡字樹木177番地の８　みかん村Ｄ－202
債務者　竹内　亜矢
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２１号
名古屋市北区楠２丁目964番地　北あじま荘404号
債務者　松本　敏男
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７８号
名古屋市北区安井３丁目４番２号　市営成願寺荘東２棟303号
債務者　三田ひでみ
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５０２号
愛知県瀬戸市八幡台４丁目12番108号
債務者　都筑　芳子
法定代理人成年後見人　髙嶋　俊文
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３号
徳島県徳島市八万町川南103番地　第３近藤ビル202号室、旧住所徳島県徳島市八万町内浜６番地　青木住宅西５
債務者　藤本　　茂
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２号
福岡県大牟田市小川町27番地５　諏訪荘103号
債務者　石井さやか
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第２０号
北海道空知郡南幌町元町４丁目５番４号
債務者　松岡真由美（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第９１号
盛岡市高松２丁目２番38号　リトルハイムセブン202号、旧住所盛岡市緑が丘１丁目９番２号　グリーンハイツＵ・Ａ102号
債務者　木村　歌織
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第９８号
岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第５地割141－３　レオン矢巾105号室、住民票上の住所盛岡市三本柳９地割29番地16
債務者　木村　　香
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１０１号
岩手県花巻市本館１丁目10番地１　市営本館アパートＥ棟102号
債務者　小田島裕美（旧姓昆野）
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１２号
山形県鶴岡市上山添字文栄51番地
債務者　佐藤　**静**子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第５０号
群馬県館林市野辺町850番地の39
債務者　関根　　貢
1　決定年月日時　平成29年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第３７７号
京都市左京区新富小路通仁王門下る讃州寺町217番地１　植村コーポ101号室、前住所京都市右京区西京極北裏町８番地12
債務者　國居　正憲
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１６２号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目223番地ユニティ園田302、前住所兵庫県尼崎市東園田町１丁目340番地東園田ハイツ606
債務者　大嶋屋はないち園田店こと　大嶋由比古
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０１号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目３番１－317号、前住所徳島県板野郡北島町中村字河原１番地12
債務者　坂田　敏晴
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２６号
兵庫県芦屋市若葉町５番２－1924号、前住所大阪市此花区梅香２丁目11番４号202号
債務者　田中　雄平
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係